

令和7年度ジュニアアスリート育成プログラム実施業務委託 仕様書

1. 委託業務名

令和7年度ジュニアアスリート育成プログラム実施業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3. 事業目的

2031年に奈良県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会や、将来国際大会で活躍が期待できる、優れた素質を有するジュニアアスリートの育成を行う。

4. 業務内容

以下に基づき、本事業の実施にあたり必要な業務を行うこと。

(1) 日程及び場所

	日程	会場
1	令和7年5月31日(土)	大和郡山市総合公園施設金魚スクエア
2	令和7年6月28日(土)	大和郡山市総合公園施設金魚スクエア
3	令和7年7月25日(金)	大和郡山市総合公園施設金魚スクエア
4	令和7年8月9日(土)	大和郡山市総合公園施設金魚スクエア
5	令和7年9月13日(土)	大和郡山市総合公園施設金魚スクエア
6	令和7年10月11日(土)	大和郡山市総合公園施設金魚スクエア
7	令和7年11月15日(土)	大和郡山市総合公園施設金魚スクエア
8	令和7年12月6日(土)	宇陀市総合体育館
9	令和8年1月17日(土)	大和郡山市総合公園施設金魚スクエア
10	令和8年2月28日(土)	大和郡山市総合公園施設金魚スクエア
11	令和8年3月14日(土)	大和郡山市総合公園施設金魚スクエア

(2) 対象者

スポーツ能力測定会により選考された、優れた運動能力を持つ小学生85名。

- ・アスリートコース：小学5～6年生 55名
- ・ネクストコース：小学3～4年生 30名

(3) トレーニング実施時間

《5月》

時間	アスリートコース	ネクストコース
8 : 45	実技 85 分	—
10 : 10		
10 : 15	—	実技 85 分
11 : 40		

《8月・12月・1月・3月》

時間	アスリートコース	ネクストコース
9 : 00	実技 85 分	
10 : 25		

《6月・7月・9月・10月・11月・2月》

時間	アスリートコース	ネクストコース
9 : 20	実技 120 分	
11 : 20		

※トレーニング実施時間については、8 : 30~12 : 00 の間で変更の可能性があるため、契約後推進本部と調整すること。

※上記時間のおりトレーニングを行い、準備・片付を含めて各回 8 : 30~12 : 00 の間で実施すること。

(4) 育成プログラムの企画運営

① トレーニングメニューの作成及び実施

・対象者の発育発達の特徴に合わせて、将来あらゆる競技を行う上で土台となる基礎的な運動能力を向上させるための効果的な育成トレーニングメニューを（1）日程及び場所（3）トレーニング実施時間に示すとおり、全 11 回分作成及び実施すること。

・令和 6 年度ジュニアアスリート育成プログラムの実施内容と同一プログラムとならないようにすること。

・各回終了後、次回トレーニングまでの間に参加者が自宅でも継続してトレーニングを実施できるよう各回具体的な課題を課すこと。また、実施有無が判断できる形とすること。課題については、トレーニング当日ではなく、後日動画配信も可とする。（ただし、動画配信の環境設備も含む）

② スタッフの手配

業務の運営を円滑に行うためのスタッフ及びコーチを必要人数手配すること。

③ トレーニング等に使用する物品の手配

業務に必要な物品を手配すること。

④ 撤収

本業務で手配した物品等については、各回終了次第早急に撤去すること。

また、会場使用後の清掃作業を推進本部と共に実施すること。

(5) 報告書の作成

各回トレーニングの様子を撮影した写真を含む実績が記録された報告書を作成すること。報告書は、事業完了後速やかに一部カラー印刷したものに加え、電子データでも提出すること。

【業務上の注意事項】

- 1 奈良県公契約条例の趣旨に準じて、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。